

小田原市役所支所設置条例の廃止及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市役所支所設置条例の廃止及び小田原市役所地域センター住民窓口、連絡所及び窓口コーナー設置規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成30年3月15日（木）
意見提出期間	平成30年3月15日（木）から平成30年4月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	9件（3人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	2人
無効な意見提出	1人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	6
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	存続する窓口の混雑緩和のため、マルチコピー機を設置し、マイナンバーカードを使用した証明書交付サービスを実施してもらいたい。	B	存続を予定する5か所の窓口において、タブレット端末等を設置して、マイナンバーカードを使用した証明書申請サービスを実施します。
2	支所廃止に際して、住民サービスの量・質共に落とさないための施策を具体的に住民に説明してほしい。	C	支所等の廃止に伴う不便を最小限にするための対応策として、コンビニエンスストアや郵便局での証明書交付サービスを導入することとしており、広報小田原等で周知するほか、要望に応じて個別に説明会を開催していきます。
3	支所等が廃止されると、市の行事等の確認方法がなくなる。	C	市の行事等は、広報小田原や市のホームページ、ケーブルテレビ、FMおだわら等でお知らせしています。 広報小田原は自治会経由の世帯配布に加えて、市内のコンビニエンスストアや鉄道の駅等にも配架しており、今後も周知方法の拡充に努めていきます。
4	支所が廃止されると、支所から所管課担当者に用件を取りついでもらえなくなる。	C	所管課への用件は、直接、電話やメール等で承っていますが、問い合わせがしやすいような工夫や周知に努めていきます。
5	支所の廃止により、市民に大きな不便や負担が無いよう、特に高齢者への更なる代替措置を講じてほしい。	C	支所等の廃止に伴う不便を最小限にするための対応策として、コンビニエンスストアや郵便局での証明書交付サービスを導入します。 届出等は、存続を予定する3か所の地域センター住民窓口で手続きを行っていただきますが、郵送や代理人による手続きが可能なものもあるため、手続きの方法について、今後も一層の周知を図っていきます。
6	存続するアークロード市民窓口においても、他の住民窓口と同様の事務を取り扱ってもらいたい。	C	アークロード市民窓口の在り方については、御意見を参考にさせていただきます。

7	<p>存続する窓口マルチコピー機を設置することで、現在実施している平日午前8時30分から午後5時以外の時間帯や休日窓口開庁を廃止し、経費節減を図ってほしい。</p>	C	<p>マルチコピー機が設置された全国約53,000店舗のコンビニエンスストアにおいて、証明書の交付サービスが利用できるようになります。休日窓口開庁の見直し等については、御意見を参考にさせていただきます。</p>
8	<p>確定申告時、申告用紙を支所窓口で配布しているが、今後は受け取れなくなるのか。</p>	D	<p>確定申告書は、市役所市民税課のほか、存続する予定のアークロード市民窓口及び3か所の地域センター住民窓口で配布するので、最寄りの場所を御利用ください。また、小田原税務署では御連絡をいただいた方に、確定申告書を郵送しているので、併せて御利用ください。</p>
9	<p>名寄帳はコンビニでの再発行は不可であるため、本所になるのか。</p>	D	<p>名寄帳は、市役所資産税課のほか、存続する予定のアークロード市民窓口及び3か所の地域センター住民窓口で取得できます。</p>